フォークリフトの点検と運転

始業前に読む文例です。作業開始前点検、荷の運び方、運転資格、離れるときの措置をまとめています。

所要時間	進行役	使う場面	用意するもの
5分	倉庫の職長または安全担当者が、フォークリフトの横で	始業前。新しい運転者が入ったときや、違う機種が来たとき	停止中のフォークリフトと、職場の作業開始前点検表

読み上げる文例

おはようございます。今日は、この建屋の中で一番よく動いている機械、フォークリフトの話です。

最初の荷を運ぶ前に、運転者は点検をします。ブレーキと操作装置、フォークとチェーン、油圧、タイヤ、ライトと警報です。異常があれば、そのフォークリフトは使わず、職長に報告します。

よくある場面です。始業が遅れ、時間を稼ぐために点検を飛ばし、通路の途中でブレーキの効きが悪いことに気づく。フォークに荷が載っていれば、その気づきは高くつきます。

運転中は、フォークを低くし、荷を後ろに傾けて運びます。走りながら荷を上げない、急に曲がらない、許容荷重を超える荷は運ばない。この3つは毎回守ります。

荷で前が見えないときは、後進で進むか、誘導者を付けます。坂道では、荷を坂の上側に向けて走ります。

フォークリフトを運転するのは、資格のある人だけです。最大荷重1トン以上は技能講習を修了した人、1トン未満は特別教育を受けた人です。資格のない人が乗っていたら、声をかけてください。

運転位置を離れるときは、フォークを一番低い位置まで下ろし、エンジンを止め、ブレーキを確実にかけます。

最後に指差呼称です。「点検よし、フォークよし」。始業前の5分の点検が、作業中の焦りを防ぎます。今日は、運転者全員が点検表を最後まで確認してからキーを回してください。

法令の定め

- 労働安全衛生規則第151条の25は、フォークリフトを使う日の作業開始前に、制動装置と操縦装置、荷役装置と油圧装置、車輪、前照灯・後照灯・方向指示器・警報装置の機能を点検するよう求めています。異常があれば直ちに補修などの措置をとります（第151条の26）。
- 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転は技能講習の修了者が行う業務で（労働安全衛生法施行令第20条第11号）、1トン未満は特別教育が必要です（安衛則第36条第5号）。許容荷重を超えて使用してはならず（第151条の20）、運転位置から離れるときはフォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキをかけます（第151条の11）。

出典：労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条、労働安全衛生規則第36条、第151条の11、第151条の20、第151条の25、第151条の26（e-Gov法令検索）。2026年10月29日に確認。

作業者への問いかけ

1. **最初の荷を運ぶ前に、運転者は何を点検しますか**
 *答えの例：*ブレーキと操作装置、荷役装置と油圧装置、車輪、ライトと警報装置です。その日の作業を開始する前に点検します（安衛則第151条の25）。異常を見つけたら、直ちに補修などの措置をとります（第151条の26）。
2. **このフォークリフトを運転できるのは誰ですか**
 *答えの例：*最大荷重1トン以上は、技能講習を修了した人です（労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第11号）。1トン未満は、特別教育を受けた人です（安衛則第36条第5号）。
3. **フォークリフトから離れるときは何をしますか**
 *答えの例：*フォークを最低降下位置に置き、原動機を止め、ブレーキを確実にかけます（安衛則第151条の11）。

出席者

日付 _____ 職場 _____ 進行役 _____

#	氏名	職種	署名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

Fywareの実務用ガイドです。公式の様式でも法的助言でもありません。この名簿は朝礼を行った記録であり、特別教育の記録や技能講習の修了証ではありません。